

学生課長
訓練課長 殿
主任訓練教官

学生部長

停学処分中の学生の取扱い細部基準について
(通達)

改正 平成23年12月27日
平成26年 4月 1日
令和 3年 3月29日

標記について、下記のとおり定めたので通達する。なお、防医学第161号(6.7.13)は、廃止する。

記

1 趣旨

「停学処分中の医学科学生及び自衛官候補看護学生の取扱い基準について(通達)」(防医学学第575号。11.7.30)第7項の規定に基づき、停学処分中の学生(以下「停学学生」という。)の取扱いの細部について必要な事項を定める。

2 服務指導計画等

(1) 服務指導計画

担当指導官は、停学期間の開始の前日までに学生部長に提出するものとする。
服務指導計画の様式は、別紙様式第1のとおり。

(2) 服務計画

担当指導官は、停学学生に対し服務計画を作成させ、服務指導計画と合わせ停学期間の開始の前日までに学生部長に提出するものとする。
服務計画の様式は、別紙様式第2のとおり。

(3) 反省日誌

担当指導官は、停学期間中、停学学生に対し反省日誌を書かせ、主任指導官に提出させ、停学期間終了後まとめて、学生部長に提出するものとする。
反省日誌の様式は、別紙様式第3のとおり。

(4) 誓約書

担当指導官は、停学学生に対し、停学期間満了の日に、誓約書を学校長に提出させるものとする。

3 停学学生が勤務学生の場合の取扱い

(1) 長期勤務学生（服務期間が約6ヵ月の勤務学生をいう。）

停学学生が、長期勤務学生に指名されている場合、その指名を解くか、あるいは停学期間中その勤務を停止するかを止めるかを補導の見地から、本職が決定する。

(2) 短期勤務学生（服務期間が1週間の勤務学生をいう。）

停学学生が短期勤務学生に指名されている場合、その停学期間にかかる週の勤務にはつかせない。

附 則

この通達は、平成11年7月30日から施行する。

附 則

この通達は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和3年4月1日から施行する。

別紙様式第1

学生部長	学生課長	主任訓練教官	大隊指導官	中隊指導官

服務指導計画

1 目的

2 停学学生

3 服務要領

(1) 服務期間

(2) 服務場所

4 主要指導事項

(1) 訓練・補導

「訓育・補導課目表」

(2) 服装・容儀点検

(3) 指定日課での服務

「服務日課表」 (課業時間中)

(4) 読書及び読後感想文の作成

「指定図書」

(5) 課題論文の作成

(6) 反省日誌の作成

「反省日誌」

5 服務指導上の着意事項

別紙様式第2

学生部長	学生課長	主任訓練教官	大隊指導官	中隊指導官

服 務 計 画

学科

第 中隊 第 学年 氏名

1 目 的

2 服務上の心構え

3 主要実施事項

4 服務日課

「服務日課表」 (課業時間外、時間・実施項目・場所を含む。)

